

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－3－2 利用者保護等</p> <p>Ⅱ－3－2－1 与信取引等（貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引）に関する利用者への説明態勢</p> <p>Ⅱ－3－2－1－1 意義【共通】</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）このため、広く貸し手の責任において整備すべき与信取引等（貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引）に関する説明態勢及びそれを補完する相談苦情処理機能について、主として農業者等向け取引及び個人保証関係を念頭において、行政庁が系統金融機関の内部管理態勢の検証を行う際の着眼点を類型化して例示している。</p> <p>（注１）（略）</p> <p>（注２）上記(1)の説明体制の整備は、組合が行うすべての信用事業及び農中が行うすべての業務が対象となっており、資産運用商品の販売に関しては金融商品の販売等に関する法律（平成 12 年法律第 101 号。以下「金融商品販売法」という。）の施行等に対応した体制整備が必要である（監督指針Ⅱ－3－2－5 参照）。</p> <p>Ⅱ－3－2－2 利用者の誤認防止等</p> <p>Ⅱ－3－2－2－2 主な着眼点【共通】</p> <p>系統金融機関が、その支所・支店（事務所）を他者の本支店等と同一建物、同一フロアに設置する場合には、利用者の誤認防止、利用者情報の保護</p>	<p>Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－3－2 利用者保護等</p> <p>Ⅱ－3－2－1 与信取引等（貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引）に関する利用者への説明態勢</p> <p>Ⅱ－3－2－1－1 意義【共通】</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）このため、広く貸し手の責任において整備すべき与信取引等（貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引）に関する説明態勢及びそれを補完する相談苦情処理機能について、主として農業者等向け取引及び個人保証関係を念頭において、行政庁が系統金融機関の内部管理態勢の検証を行う際の着眼点を類型化して例示している。</p> <p>（注１）（略）</p> <p>（注２）上記(1)の説明体制の整備は、組合が行うすべての信用事業及び農中が行うすべての業務が対象となっており、資産運用商品の販売に関しては金融サービスの提供に関する法律（平成 12 年法律第 101 号。以下「金融サービス提供法」という。）の施行等に対応した体制整備が必要である（監督指針Ⅱ－3－2－5 参照）。</p> <p>Ⅱ－3－2－2 利用者の誤認防止等</p> <p>Ⅱ－3－2－2－2 主な着眼点【共通】</p> <p>系統金融機関が、その支所・支店（事務所）を他者の本支店等と同一建物、同一フロアに設置する場合には、利用者の誤認防止、利用者情報の保護</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>及び防犯上の観点から、適切な措置が講じられているか。また、コンピュータ設備を共用する場合に系統金融機関自らの情報管理規程が遵守できるような態勢が整備されているか。</p> <p>系統金融機関の店舗戦略や業務運営の見直しが進められている中、例えば、過疎地にある支所・支店（事務所）を組合員等利用者のニーズに基づき維持する場合や、合併等の結果として生じた同一地域に所在する支所・支店（事務所）について、他の金融機関等が共同で支所・支店（事務所）を設置することが考えられる。運営形態としては、当該系統金融機関が他の金融機関等と共同して支所・支店（事務所）を設置する場合や農中等が農協法第10条第1項第3号の事業を農中等に全部譲渡した農協の支所・支店（事務所）に支店等を設置する場合のほか、例えば、系統金融機関が他の金融機関等から委託を受けて銀行代理業、特定信用事業代理業、農林中央金庫代理業等や登録金融機関業務を行う場合などが考えられる。</p> <p>このように、系統金融機関と他の金融機関等が、同一建物、同一フロアに共同の支所・支店（事務所）を設置して運営する場合、必ずしも、当該系統金融機関自身の業務のためのスペースと、他の金融機関等の業務のためのスペースとの間に、いわゆる遮断壁を設ける必要はないものの、利用者の誤認防止等の観点から、特に以下の点に留意すること。</p>	<p>及び防犯上の観点から、適切な措置が講じられているか。また、コンピュータ設備を共用する場合に系統金融機関自らの情報管理規程が遵守できるような態勢が整備されているか。</p> <p>系統金融機関の店舗戦略や業務運営の見直しが進められている中、例えば、過疎地にある支所・支店（事務所）を組合員等利用者のニーズに基づき維持する場合や、合併等の結果として生じた同一地域に所在する支所・支店（事務所）について、他の金融機関等が共同で支所・支店（事務所）を設置することが考えられる。運営形態としては、当該系統金融機関が他の金融機関等と共同して支所・支店（事務所）を設置する場合や農中等が農協法第10条第1項第3号の事業を農中等に全部譲渡した農協の支所・支店（事務所）に支店等を設置する場合のほか、例えば、系統金融機関が他の金融機関等から委託を受けて銀行代理業、特定信用事業代理業、農林中央金庫代理業等若しくは金融サービス仲介業（金融サービス提供法第11条第2項に定める預金等媒介業務に限る。以下同じ。）を行う場合又は登録金融機関業務などの業務を行う場合などが考えられる。</p> <p>このように、系統金融機関と他の金融機関等が、同一建物、同一フロアに共同の支所・支店（事務所）を設置して運営する場合、必ずしも、当該系統金融機関自身の業務のためのスペースと、他の金融機関等の業務のためのスペースとの間に、いわゆる遮断壁を設ける必要はないものの、利用者の誤認防止等の観点から、特に以下の点に留意すること。</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>①～③ (略)</p> <p>Ⅱ－３－２－４ 外部委託 Ⅱ－３－２－４－１ 意義【共通】</p> <p>系統金融機関がその業務を第三者に委託すること（以下「外部委託」という。）は、経営の効率化を図ることにとどまらず、より専門性を有する者に業務を委託することで、多様な利用者ニーズへの対応や急速な技術革新を踏まえた迅速な対応等を図ることも期待できる。しかしながら、系統金融機関が外部委託を行う場合には、利用者を保護するとともに、外部委託に伴う様々なリスクを適切に管理するなど業務の健全かつ適切な運営を確保することが求められることから、法令により、系統金融機関は委託業務の的確な遂行を確保するための措置を講じなければならないとされている（農協法第 11 条の 6 第 2 項、信用事業命令第 14 条の 6、農中法第 57 条第 2 項及び農中法施行規則第 67 条）。</p> <p>以下に示す観点は、外部委託が行われている場合の一般的な着眼点であるが、委託業務の内容等に応じ、追加的に検証を必要とする場合があることに留意するものとする。</p> <p>（注 1） (略)</p> <p>（注 2）系統金融機関の固有業務を営むために必要な業務の一部について外部委託が行われている場合（<u>農協法第 92 条の 2 第 1 項の許可を受けて特定信用事業代理業又は農中法第 95 条の 2 第 1 項の許可を受けて農林中央金庫代理業を営む場合を除く。</u>）には、以下の着眼点のほか、当該外部委託が<u>特定信用事業代理業又は農林中央金庫代理業に</u></p>	<p>①～③ (略)</p> <p>Ⅱ－３－２－４ 外部委託 Ⅱ－３－２－４－１ 意義【共通】</p> <p>系統金融機関がその業務を第三者に委託すること（以下「外部委託」という。）は、経営の効率化を図ることにとどまらず、より専門性を有する者に業務を委託することで、多様な利用者ニーズへの対応や急速な技術革新を踏まえた迅速な対応等を図ることも期待できる。しかしながら、系統金融機関が外部委託を行う場合には、利用者を保護するとともに、外部委託に伴う様々なリスクを適切に管理するなど業務の健全かつ適切な運営を確保することが求められることから、法令により、系統金融機関は委託業務の的確な遂行を確保するための措置を講じなければならないとされている（農協法第 11 条の 6 第 2 項、信用事業命令第 14 条の 6、農中法第 57 条第 2 項及び農中法施行規則第 67 条）。</p> <p>以下に示す観点は、外部委託が行われている場合の一般的な着眼点であるが、委託業務の内容等に応じ、追加的に検証を必要とする場合があることに留意するものとする。</p> <p>（注 1） (略)</p> <p>（注 2）系統金融機関の固有業務を営むために必要な業務の一部について外部委託が行われている場合（<u>農協法第 92 条の 2 第 1 項の許可を受けて特定信用事業代理業、農中法第 95 条の 2 第 1 項の許可を受けて農林中央金庫代理業を営む場合又は金融サービス提供法第 12 条の登録を受けて金融サービス仲介業を営む場合を除く。</u>）には、以下の着眼</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>該当するものとなっていないかどうかについても、検証を行うよう配意するものとする。</p> <p>(注3) 例えば、系統金融機関の付随業務のみを外部委託することは農協法又は農中法上の許可を必要とする<u>特定信用事業代理業又は農林中央金庫代理業</u>には該当するものではないが、こうした外部委託が行われている場合には、委託者である系統金融機関に対する総合的なヒアリング等により、定期的に以下の着眼点を踏まえた状況把握等に努めるものとする。</p> <p>(注4) (略)</p> <p>Ⅱ-3-2-5 預貯金・リスク商品等の販売・説明態勢 Ⅱ-3-2-5-2 主な着眼点【共通】</p> <p>上記の意義を踏まえ、以下のような態勢が整備されているかについても検証するものとする。</p> <p>(1) ①~③ (略)</p> <p>④ <u>金融商品販売法等</u>を踏まえた対応</p> <p>農協法第11条の6第2項、信用事業命令第12条及び第15条並びに農中法第57条第2項、農中法施行規則第62条及び第71条並びに<u>金融商品販売法等</u>の観点から、金融商品の販売に際しての利用者への説明方法及び内容が適切なものとなっているか。また、<u>金融商品販売法上</u>の勧誘方針の策定・公表義務の趣旨にかんがみ、適正</p>	<p>点のほか、当該外部委託が<u>特定信用事業代理業、農林中央金庫代理業又は金融サービス仲介業</u>に該当するものとなっていないかどうかについても、検証を行うよう配意するものとする。</p> <p>(注3) 例えば、系統金融機関の付随業務のみを外部委託することは農協法又は農中法上の許可を必要とする<u>特定信用事業代理業、農林中央金庫代理業又は金融サービス提供法上の登録を必要とする金融サービス仲介業</u>には該当するものではないが、こうした外部委託が行われている場合には、委託者である系統金融機関に対する総合的なヒアリング等により、定期的に以下の着眼点を踏まえた状況把握等に努めるものとする。</p> <p>(注4) (略)</p> <p>Ⅱ-3-2-5 預貯金・リスク商品等の販売・説明態勢 Ⅱ-3-2-5-2 主な着眼点【共通】</p> <p>上記の意義を踏まえ、以下のような態勢が整備されているかについても検証するものとする。</p> <p>(1) ①~③ (略)</p> <p>④ <u>金融サービス提供法等</u>を踏まえた対応</p> <p>農協法第11条の6第2項、信用事業命令第12条及び第15条並びに農中法第57条第2項、農中法施行規則第62条及び第71条並びに<u>金融サービス提供法等</u>の観点から、金融商品の販売に際しての利用者への説明方法及び内容が適切なものとなっているか。また、<u>金融サービス提供法上</u>の勧誘方針の策定・公表義務の趣旨に</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>な勧誘の確保に向けた説明態勢の整備に努めているか。</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>II-3-2-6 苦情等への対処 (金融ADR制度への対応も含む)</p> <p>II-3-2-6-2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立</p> <p>II-3-2-6-2-2 主な着眼点【共通】</p> <p>系統金融機関が、苦情等対処に関する内部管理態勢を整備するに当たり、業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。</p> <p>特に、与信取引及び預貯金・リスク商品等の苦情等対処の検証に当たっては、苦情等対処が説明態勢を補完するものであることに留意し、必要に応じ、II-3-2-1-2、II-3-2-5-2を参照する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 苦情等対処の実施態勢</p> <p>①~⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>特定信用事業代理業者又は農林中央金庫代理業者</u>を含め、業務の外部委託先が行う委託業務に関する苦情等について、系統金融機関自身への直接の連絡体制を設けるなど、迅速かつ適切に対処するための態勢を整備しているか (II-3-2-4-2 (1)⑤、IV-5-2-2 (9)、V-5-2-2 (9)参照)。</p> <p>⑦ (略)</p>	<p>かんがみ、適正な勧誘の確保に向けた説明態勢の整備に努めているか。</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>II-3-2-6 苦情等への対処 (金融ADR制度への対応も含む)</p> <p>II-3-2-6-2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立</p> <p>II-3-2-6-2-2 主な着眼点【共通】</p> <p>系統金融機関が、苦情等対処に関する内部管理態勢を整備するに当たり、業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。</p> <p>特に、与信取引及び預貯金・リスク商品等の苦情等対処の検証に当たっては、苦情等対処が説明態勢を補完するものであることに留意し、必要に応じ、II-3-2-1-2、II-3-2-5-2を参照する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 苦情等対処の実施態勢</p> <p>①~⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>特定信用事業代理業者又は農林中央金庫代理業者</u>や金融サービス仲介業者を含め、業務の外部委託先が行う委託業務に関する苦情等について、系統金融機関自身への直接の連絡体制を設けるなど、迅速かつ適切に対処するための態勢を整備しているか (II-3-2-4-2 (1)⑤、IV-5-2-2 (9)、V-5-2-2 (9)参照)。</p> <p>⑦ (略)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(4) ~ (6) (略)</p> <p>IV 特定信用事業代理業</p> <p>IV-3 特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理</p> <p>IV-3-2 許可申請に係る事務処理</p> <p>IV-3-2-1 許可申請に当たっての留意点</p> <p>IV-3-2-1-1 許可の可否【組合】</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 許可が不要である場合</p> <p>① (略)</p> <p>② 媒介に至らない行為を組合から受託して行う場合には、特定信用事業代理業の許可を得る必要はない。例えば、以下の<u>アからウ</u>に掲げる行為の事務処理の一部のみを組合から受託して行うに過ぎない者は、特定信用事業代理業の許可が不要である場合もあると考えられる。</p> <p>ア~ウ (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(4) ~ (6) (略)</p> <p>IV 特定信用事業代理業</p> <p>IV-3 特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理</p> <p>IV-3-2 許可申請に係る事務処理</p> <p>IV-3-2-1 許可申請に当たっての留意点</p> <p>IV-3-2-1-1 許可の可否【組合】</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 許可が不要である場合</p> <p>① (略)</p> <p>② 媒介に至らない行為を組合から受託して行う場合には、特定信用事業代理業の許可を得る必要はない。例えば、以下の<u>アからエ</u>に掲げる行為の事務処理の一部のみを組合から受託して行うに過ぎない者は、特定信用事業代理業の許可が不要である場合もあると考えられる。</p> <p>ア~ウ (略)</p> <p><u>エ 勧誘行為をせず、単に利用者を組合に紹介する業務</u></p> <p><u>(注) 上記「紹介」には、以下の行為を含む。</u></p> <p><u>a. 当該業者の店舗に、組合が自らを紹介する宣伝媒体を据え置くこと又は掲示すること。</u></p> <p><u>b. 当該業者と組合の関係又は当該組合の業務内容について説明を行うこと。</u></p> <p><u>c. 組合のサイトへの単なるリンクの設定のみを行い、契約の締結に至る交渉や手続は当該組合と預貯金者との間で行い、当該契約締</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>③ (略)</p> <p>V 農林中央金庫代理業</p> <p>V-3 農中代理業者の監督に係る事務処理</p> <p>V-3-2 許可申請に係る事務処理</p> <p>V-3-2-1 許可申請に当たっての留意点</p> <p>V-3-2-1-1 許可の可否【農中】</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 許可が不要である場合</p> <p>① (略)</p> <p>② 媒介に至らない行為を農中から受託して行う場合には、農中代理業の許可を得る必要はない。例えば、以下のアからウに掲げる行為の事務処理の一部のみを農中から受託して行うに過ぎない者は、農中代理業の許可が不要である場合もあると考えられる。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>結に当たり当該業者は関与をもたないこと。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>V 農林中央金庫代理業</p> <p>V-3 農中代理業者の監督に係る事務処理</p> <p>V-3-2 許可申請に係る事務処理</p> <p>V-3-2-1 許可申請に当たっての留意点</p> <p>V-3-2-1-1 許可の可否【農中】</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 許可が不要である場合</p> <p>① (略)</p> <p>② 媒介に至らない行為を農中から受託して行う場合には、農中代理業の許可を得る必要はない。例えば、以下のアからエに掲げる行為の事務処理の一部のみを農中から受託して行うに過ぎない者は、農中代理業の許可が不要である場合もあると考えられる。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 勧誘行為をせず、単に利用者を農林中央金庫に紹介する業務</u></p> <p><u>(注) 上記「紹介」には、以下の行為を含む。</u></p> <p><u>a. 当該業者の店舗に、農林中央金庫が自らを紹介する宣伝媒体を据え置くこと又は掲示すること。</u></p> <p><u>b. 当該業者と農林中央金庫の関係又は農林中央金庫の業務内容について説明を行うこと。</u></p> <p><u>c. 農林中央金庫のサイトへの単なるリンクの設定のみを行い、契約</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
③ (略)	<u>の締結に至る交渉や手続は農林中央金庫と預貯金者との間で行い、当該契約締結に当たり当該業者は関与をもたないこと。</u> ③ (略)

附 則

この通知の改正は、令和3年11月1日から適用する。